

高ボッチ高原無人航空機に関するガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、八ヶ岳中信高原国定公園内の高ボッチ高原における市有地及び市有林の無人航空機の飛行について、航空法及びその他関係法令に定めるものの他、必要な事項を定めることにより、高ボッチ高原の自然環境の保全並びに公園利用者の安全確保及び快適な利用環境を維持することを目的とする。

2 定義及び対象区域

(1) 無人航空機

100g未満のトイドローンを含む全てのドローン及び「航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」（いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコンヘリコプター等）。

(2) 対象区域

高ボッチ高原全域

3 飛行に必要な保険及びライセンス等

(1) 無人航空機は、損害賠償保険に加入済みのものに限る。

(2) ドローン（マルチコプター）は、原則として国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体及び管理団体が掲載日以降に発行した技能証明書等を有する者に限るものとする（調査研究を目的とした飛行の場合を除く）。また、GPS機能を有するものとする。但し、事前に、塩尻市観光プロモーション課が特に認めた場合は、この限りではない。

4 飛行制限日

公園利用者の安全確保及び快適な利用環境維持の観点から、公園利用者が多い土日、祝祭日は単独での飛行を行わないものとする。

5 飛行場の注意事項

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下を遵守すること。

- (1) アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- (2) 飛行前確認を行うこと（動作確認等）
- (3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- (4) 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- (5) 公園利用者及び野生動植物に配慮し、対象へ過度な接近及び直上での待機等を控

えること

- (6) 操縦者は散策路を外れて木柵内に立ち入らないこと
- (7) 電波塔付近には接近を禁ずる
- (8) プライバシー保護の観点から、でいだらぼっち館及び第2駐車場キャンプエリア周辺では撮影禁止。
- (9) 開牧期間中は牧場内で牛を放牧しているため、牧場内で無人航空機を飛行する場合は、地面から10m以上上空で飛行すること。また、牧場内で放牧中の牛及び牧場内外の建物への接近はしないこと

6 墜落した場合の措置

無人航空機が墜落した場合は、速やかに観光プロモーション課に連絡しその指示に従うこと。対象区域は国定公園内であることから、第1種特別地域内の植生上へ墜落させてしまった場合は、回収する際の踏み荒らしには厳重に注意をすること。また、万が一、ドローンが木に引っかかり、回収のため伐採せざるをえない状況にあるときは、自然公園法第二十条第三項に基づき、県知事の許可を受けること。なお、許可後の回収にあたっては植生への負荷が最小限となるよう専門家の指導のもと行うこと。牧場内は関係者以外立ち入り禁止のため、無断で立入らないこと。墜落したドローンの回収については、塩尻市農政課職員とともに回収する。なお、墜落した日が土日祝日の場合、回収は早くても次の平日とする。

7 事故及び重大なインシデント発生時の対応

- (1) 人命救助を最優先とし、状況に応じて速やかに対応すること。また塩尻市観光プロモーション課へ報告すること。
- (2) 警察、消防、国土交通省等への報告義務案件は速やかに報告すること。
- (3) 施設や物（備品類）の損壊、紛失等については、原状回復を行うこと。
- (4) プライバシーの侵害、接触事故などは機体飛行に起因するトラブルへの対応について、届出者が責任をもって対応すること。市は一切の責任を負わない。

8 届出及び報告等について

本ガイドラインの条件を満たして、高ボッチ高原内の特定の場所を一日以上使用・占有する場合は、その場所に応じて事前に行政財産の使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受けなければならない（散策道及び駐車場：観光プロモーション課、散策道柵外の立入禁止区域：生活環境課、牧場：農政課）。その際、飛行目的、飛行範囲等の飛行計画を併せて提出すること。ただし、高ボッチ公園内の特定の場所を使用・占有しない場合は事前の届出は不要とする。

9 その他留意事項

- (1) 本ガイドラインは捜索救助及び被災状況確認等の緊急飛行には適用しない。
- (2) 気象条件、環境保全等の観点から、エリアにより飛行を禁止する場合がある。
- (3) 本ガイドラインは、無人航空機に係る法改正、高ボッチ高原の環境、利用状況等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。
- (4) 道路法第2条第1項に基づく道路を使用する場合には、警察による道路使用許可が必要となる。
- (5) 商用撮影の場合、「塩尻市」のクレジット表記をお願いいたします。
- (6) 本ガイドラインに定めのない利用を希望する場合は事前に個別協議の上、利用の可否を決定する。

10 適用日 令和8年6月1日とする

11 問合せ先

塩尻市観光プロモーション課観光プロモーション係 0263-52-0886 (直通)

担当部局

●散策道・駐車場

観光プロモーション課
観光プロモーション係

●散策道柵外の立入禁止区域

生活環境課環境係

●牧場

農政課農業振興係

